

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する 緊急調査の結果



令和4年12月27日
公正取引委員会

○ 「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（調査の概要①）



- 令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁において「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられた。この取組の一環として、公正取引委員会は、令和4年1月26日、下請法運用基準を改正するとともに、同年2月16日、独占禁止法Q & Aに、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあることを明確化した。
- 公正取引委員会は、上記パッケージに基づき、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種（調査対象業種）を選定し、独占禁止法Q & Aの「1」又は「2」に該当する行為が疑われる事案に関する実態を把握するため、緊急調査を実施した。
- 令和4年6月、受注者80,000社に対して書面調査を実施し、取引価格引上げの要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名について回答を求めた。この結果、1社でも受注者から名前の挙がった発注者は4,573社存在した。

調査対象業種：22業種

総合工事業	電気機械器具製造業
食料品製造業	輸送用機械器具製造業
家具・装備品製造業	放送業
パルプ・紙・紙加工品製造業	映像・音声・文字情報制作業
印刷・同関連業	道路貨物運送業
窯業・土石製品製造業	各種商品卸売業
非鉄金属製造業	飲食料品卸売業
金属製品製造業	各種商品小売業
はん用機械器具製造業	飲食料品小売業
生産用機械器具製造業	広告業
業務用機械器具製造業	その他の事業サービス業

- 受注者側書面調査において1社でも受注者から名前の挙がった発注者4,573社、さらに、受注者の回答結果や関係省庁・団体からの情報提供が多かった業種の発注者約25,000社を加え、合計30,000社に対して書面調査を実施し、コストの転嫁状況等について回答を求めた。

- 令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査（注）を306件実施した。

また、令和4年9月以降、上記の発注者4,573社の中で、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出し、このうち当該発注者の名前を挙げた受注者の数、過去の下請法違反歴の有無、受注者からの具体的な行為の指摘の有無等を踏まえ、個別の発注者に対し、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等も含めたより詳細な個別調査を行うこととした。個別調査の対象とした発注者の取引先について、令和3年9月から令和4年8月末までの1年間を調査対象期間とし、調査対象期間における取引価格の据え置きの有無、取引価格の据え置きの場合における価格協議の有無、取引価格引上げの要請があった場合における書面等による回答の有無等について確認を行うなどして、独占禁止法Q & Aの「1」又は「2」に該当する行為が行われている取引先を個別に調査した。

（注）任意の立入調査であり、事件審査で通常行っている独占禁止法第47条に基づく立入検査とは異なるものである。

受注者側調査の回答者数 31,061社

発注者
4,573社

名前の挙がった発注者
4,500社超

指摘上位
50社程度

○独占禁止法Q & Aに該当する行為（下記1及び2の行為）

- ◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）
(https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html#cmsQ20)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

①受注者側書面調査（令和4年6月発送）

○対象者数	80,000社（対象者への回答用紙の発送数 80,000通）
○調査対象期間	令和3年9月1日～令和4年5月31日
○回答者数	31,061社（注）
○回答率	38.8%

注 受注者側書面調査は、調査票発送先以外の事業者でも公正取引委員会のウェブサイトから回答できるようにしており、回答者数には調査票発送先以外の事業者からの回答69件を含む。

受注者側調査票を発送した業種及びその回答者数

発送先業種	回答者数	発送先業種	回答者数
総合工事業	1,805	業務用機械器具製造業	671
食料品製造業	2,942	電気機械器具製造業	1,381
家具・装備品製造業	489	輸送用機械器具製造業	1,082
パルプ・紙・紙加工品製造業	741	放送業	192
印刷・同関連業	1,315	映像・音声・文字情報制作業	600
窯業・土石製品製造業	1,398	道路貨物運送業	4,444
非鉄金属製造業	394	各種商品卸売業	696
金属製品製造業	3,515	飲食料品卸売業	3,644
はん用機械器具製造業	1,228	広告業	843
生産用機械器具製造業	2,571	その他の事業サービス業	1,086

注 調査対象業種（22業種）から、受注者となることが想定されない各種商品小売業及び飲食料品小売業を除いた20業種の事業者に対し、調査票を発送している。

○書面調査（発注者側）

②発注者側書面調査（令和4年8月発送）

○対象者数（注1）	30,000社（対象者への回答用紙の総発送数（注2） 101,095通）
○調査対象期間	令和3年9月1日～令和4年8月31日
○回答者数	18,998社
○回答率	63.3%

注1 受注者側書面調査の結果、関係省庁・団体からの情報提供、違反行為情報提供フォームに寄せられた情報等に基づき、サプライチェーンにおける取引適正化の観点から調査対象業種22業種の川上・川下の業種を追加で選定し、当該業種の事業者に対し、調査票を発送した。

注2 発注者側書面調査においては、独占禁止法Q&Aの「1」又は「2」に該当する行為が発生していると見込まれる取引先（=受注者）の業種（発注者の業種によっては複数の取引先業種）に関して回答用紙を発送した。

発注者側調査票を発送した業種及びその回答者数

発送先業種	回答者数	発送先業種	回答者数	発送先業種	回答者数
機械器具卸売業	1,102	食料品製造業	537	その他の事業サービス業	326
協同組合	1,034	飲食料品小売業	518	はん用機械器具製造業	323
不動産賃貸業・管理業	1,023	輸送用機械器具製造業	499	広告業	289
道路貨物運送業	885	廃棄物処理業	495	飲食店	262
機械器具小売業	880	物品賃貸業	482	プラスチック製品製造業	240
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	865	化学工業	477	電子部品・デバイス・電子回路製造業	239
総合工事業	688	宿泊業	467	農業	236
飲食料品卸売業	663	映像・音声・文字情報制作業	408	窯業・土石製品製造業	236
金属製品製造業	627	放送業	405	運輸に附帯するサービス業	212
生産用機械器具製造業	574	電気機械器具製造業	401	各種商品小売業	199
設備工事業	568	不動産取引業	391	印刷・同関連業	191
注 太字は調査対象業種22業種に含まれる業種。		その他の業種			2,256

○立入調査の実施①

- 令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査を306件実施した。

業種（発注者／受注者）	問題につながるおそれのある事例
【発注者】 総合工事業 【受注者】 職別工事業 設備工事業	総合工事業者A社は、総合工事業者（元請）から受託した建築工事の一部を職別工事業者及び設備工事業者に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引については、令和3年9月より前から、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 化学工業 【受注者】 道路貨物運送業	塗料等製造業者B社は、顧客への塗料等の運送を運送業者に委託しているところ、一部の運送業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったため、数年間、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 輸送用機械器具製造業 【受注者】 輸送用機械器具製造業等	自動車部品等製造業者C社は、自動車部品の研磨、熱処理等を機械器具製造業者等に委託しているところ、一部の製造業者等との取引において、取引価格引上げの要請がなかったため、数年間、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

○立入調査の実施②

業種（発注者／受注者）	問題につながるおそれのある事例
【発注者】 放送業 【受注者】 映像・音声・文字情報制作業	放送業者D社は、自社が運営するケーブルテレビにおいて放送する番組の制作を番組制作業者に継続的に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかったため、数年間、当該番組制作業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 映像・音声・文字情報制作業 【受注者】 印刷・同関連業	出版業者E社は、書籍の印刷を印刷業者に委託しているところ、遅くとも令和3年9月以後、取引価格引上げの要請がない印刷業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 道路貨物運送業 【受注者】 道路貨物運送業	道路貨物運送業者F社は、荷主から受託した運送業務の一部を他の運送業者に委託しているところ、エネルギーコストの高騰を受けて燃料サーチャージ制度を導入しているものの、当該運送業者との取引において、労務費等のエネルギーコスト以外のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性については、価格交渉の場において協議せず、取引価格に反映していなかった。
【発注者】 道路貨物運送業 【受注者】 道路貨物運送業	道路貨物運送業者G社は、荷主から受託した運送業務の一部を他の運送業者に委託しているところ、一部の運送業者からエネルギーコストの高騰を理由として取引価格引上げを要請されたものの、特段の検討をすることなく取引価格を据え置くこととし、また、取引価格を引き上げない理由を書面、電子メール等で回答していなかった。

業種（発注者／受注者）	問題につながるおそれのある事例
【発注者】 各種商品小売業	各種商品小売業者H社は、自社が運営する小売店で販売するプライベートブランドの食品の製造を食料品製造業者に委託しているところ、遅くとも令和3年9月以降、取引価格引上げの要請がない食料品製造業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【受注者】 食料品製造業	
【発注者】 飲食料品小売業	飲食料品小売業者I社は、自社が運営する小売店で販売する生鮮食料品を、地場の中小食料品製造業者から仕入れているところ、遅くとも令和3年9月以降、取引価格引上げの要請がなかったことから、当該中小食料品製造業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【受注者】 食料品製造業	
【発注者】 飲食料品小売業	飲食料品小売業者J社は、自社の物流センターから各店舗への生鮮食品の運送を運送業者に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかったことから、遅くとも令和3年9月以降、当該運送業者との取引において、労務費、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【受注者】 道路貨物運送業	
【発注者】 不動産取引業	不動産取引業者K社は、建売住宅の販売及び注文住宅の建築工事の一部を、総合工事業者、職別工事業者及び設備工事業者に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【受注者】 総合工事業 職別工事業 設備工事業	

○緊急調査の取組に関する受注者・発注者の反応（声）①

業種名 (受注者／発注者)	具体的な反応（声）
パルプ・紙・紙加工品製造業 (受注者)	（発注者側書面調査実施後の）令和4年11月頃、発注者から当社に対し、最近の原材料等のコスト上昇を受けて取引価格の見直しに関して要望があれば連絡してほしいという通知が取引開始以来初めてあり、現在、取引価格引上げに向けて交渉中である。
金属製品製造業 (受注者)	金属製品の納入先である客先と価格交渉をする際、公正取引委員会による緊急調査等の転嫁円滑化の取組のおかげで、原材料費等のコスト上昇に係る取引価格引上げの要請がしやすくなり、満額回答はもらえないものの、おおむね取引価格を引き上げてもらった。
業務用機械器具製造業 (受注者)	（発注者側書面調査実施後の）令和4年10月頃、発注者から、コスト上昇を理由とした取引価格引上げの必要性について申出があれば対応する旨の連絡が届いた。なお、それより前は、発注者から価格転嫁に関する交渉や取引価格見直しの提案はなかった。
電気機械器具製造業 (受注者)	電気機械器具の部品の納入先である客先との間で価格交渉を続けていたが、なかなか合意が得られず苦慮していたところ、公正取引委員会による緊急調査のことを伝えた結果、全ての客先から取引価格引上げについて合意が得られた。

業種名 (受注者／発注者)	具体的な反応（声）
道路貨物運送業 (受注者)	運送業務を元請の運送業者から受託しているところ、（発注者側書面調査実施後の）令和4年1月頃、発注者から、同年4月から9月までの間に受注した運送業務について、遡って取引価格を引き上げ、差額を支払う旨の連絡がきた。
輸送用機械器具製造業 (発注者)	当社においては、客先に対する価格転嫁の要請の必要性や、委託先（受注者）との取引における価格転嫁に関する協議の必要性に対する認識が十分ではないことから、公正取引委員会から注意喚起があったことを社内に周知し、価格転嫁に関する適切な取組に役立てたい。
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (発注者)	自社が販売する金属製品の製造を子会社に委託しているところ、今回の立入調査を契機として、子会社に対し、子会社の取引先（受注者）との間で、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議すべきであることを理解させる必要があると認識した。
機械器具小売業 (発注者)	自社が販売する機械器具の運送を運送業者に委託しているところ、今回の緊急調査の調査票が送られた後間もなく当該運送業者との価格交渉の場を設け、労務費やエネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について協議した。

○独占禁止法Q & Aに関する受注者からの意見

➤ 独占禁止法Q & Aの「1」の行為に該当し得る事例に関する意見

- 期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内ではあるものの、前回の取引価格の改定時から更にコストが上昇しており、次の改定の時期まで改定ができないことは苦しいとする意見
- 取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると実際に申し出ることは難しいとする意見
- 発注者の購買担当者に値上げの可能性について相談したところ、無理と言われたので値上げの申入れを行うこと自体を断念したとする意見
- 発注者の担当者に電話をしてはぐらかされる、又は連絡がつながらないため取引価格の引上げ要請自体ができないとする意見

➤ 独占禁止法Q & Aの「2」の行為に該当し得る事例に関する意見

- 電話にて交渉する中でコスト高を踏まえて自社が許容し得る最低水準の価格を提示したところ、担当者から分かった旨の返事をもらったが、取引に係る確認書を確認したところ、従前と変わらない取引価格のままであったとする意見

○サプライチェーンにおける価格転嫁の状況 取引価格引上げの要請の有無①

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を理由とした取引価格引上げについて（受注者側：要請したか／発注者側：要請されたか）

- 20業種（注1）のうち、受注者が取引価格引上げを要請した割合が低い業種は、総合工事業、放送業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、広告業及びその他の事業サービス業【■色箇所参照】。
- 22業種（注2）のうち、発注者が取引価格引上げを要請された割合が低い業種は、放送業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、広告業及びその他の事業サービス業【■色箇所参照】。
- 20業種（注1）について、受注者として取引価格引上げを「要請した」と回答した割合が、発注者として取引価格引上げを「要請された」と回答した割合より低く、その差が大きい業種は、総合工事業、食料品製造業、業務用機械器具製造業、放送業及び映像・音声・文字情報制作業であった【■色箇所参照】。これらの業種は、立入調査等で得られた情報も踏まえると、発注者の立場で受注者（供給元）から要請されるほどには、受注者の立場で発注者（供給先）に要請できていない業種であるとみることができ、価格転嫁の要請が滞っている可能性がある。

調査対象業種	受注者側調査 (n=24,796)		発注者側調査 (n=17,998)		「要請した（受注者側）」と「要請された（発注者側）」の差
	要請した	要請していない	要請された	要請されていない	
総合工事業	53.5%	46.5%	87.1%	12.9%	33.7
食料品製造業	70.7%	29.3%	95.7%	4.3%	25.1
家具・装備品製造業	82.4%	17.6%	96.9%	3.1%	14.5
パルプ・紙・紙加工品製造業	89.7%	10.3%	95.2%	4.8%	5.6
印刷・同関連業	76.5%	23.5%	85.4%	14.6%	9.0
窯業・土石製品製造業	80.3%	19.7%	91.1%	8.9%	10.8
非鉄金属製造業	86.1%	13.9%	94.5%	5.5%	8.4
金属製品製造業	80.7%	19.3%	92.0%	8.0%	11.3
はん用機械器具製造業	77.4%	22.6%	94.0%	6.0%	16.6
生産用機械器具製造業	73.0%	27.0%	94.8%	5.2%	21.8
業務用機械器具製造業	67.3%	32.7%	95.2%	4.8%	27.9
電気機械器具製造業	75.4%	24.6%	93.8%	6.2%	18.3
輸送用機械器具製造業	66.2%	33.8%	88.7%	11.3%	22.5
放送業	9.6%	90.4%	40.3%	59.7%	30.6
映像・音声・文字情報制作業	28.5%	71.5%	55.4%	44.6%	26.9
道路貨物運送業	59.6%	40.4%	68.7%	31.3%	9.1
各種商品卸売業	70.5%	29.5%	92.9%	7.1%	22.4
飲食料品卸売業	70.8%	29.2%	94.0%	6.0%	23.2
広告業	36.2%	63.8%	51.3%	48.7%	15.0
その他の事業サービス業	56.1%	43.9%	71.9%	28.1%	15.9
各種商品小売業	—	—	93.1%	6.9%	—
飲食料品小売業	—	—	88.8%	11.2%	—
上記業種合計	68.9%	31.1%	86.6%	13.4%	17.8

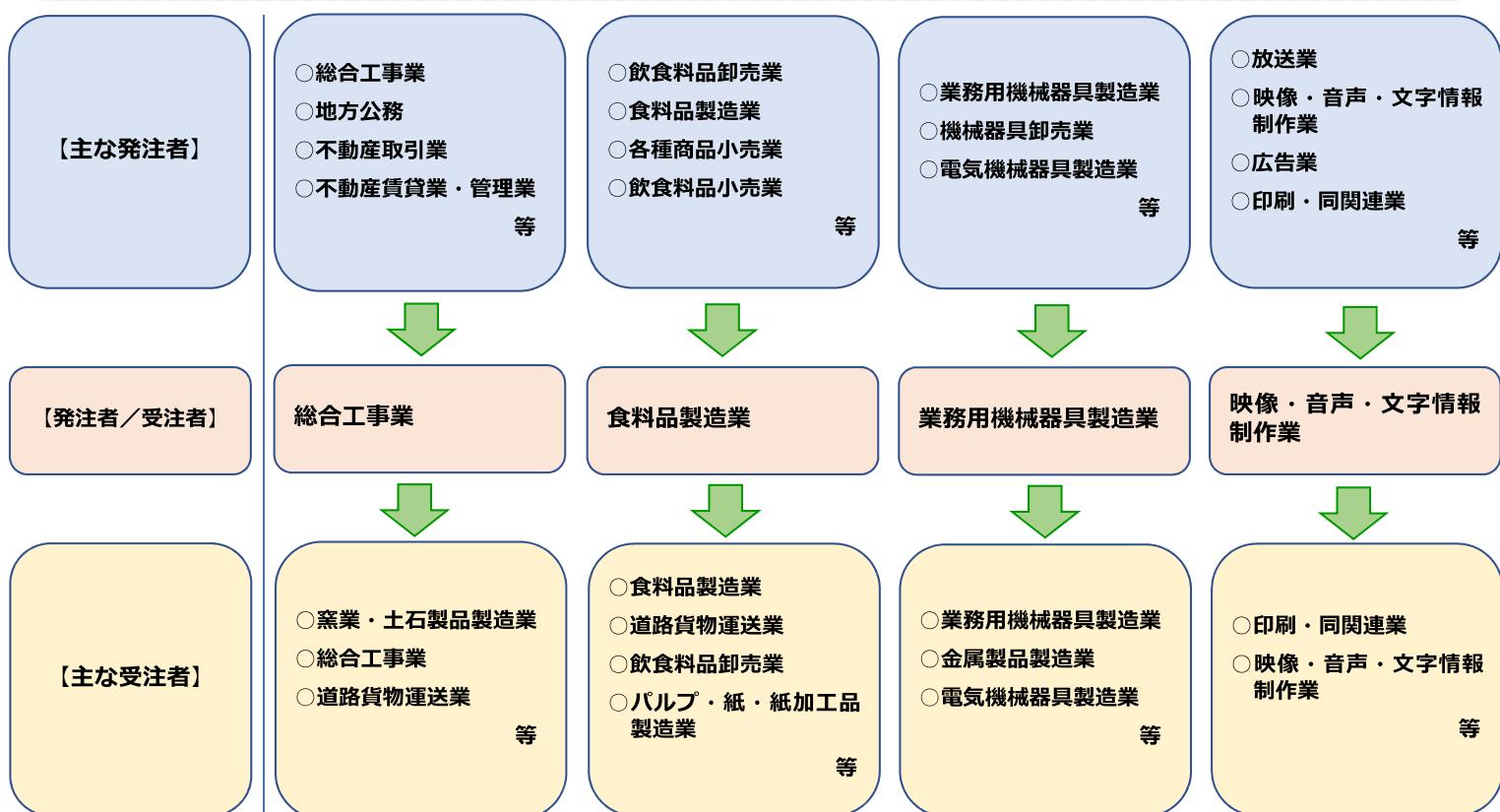
注1 22業種のうち、受注者／発注者の両方の立場になり得る20業種。

注2 緊急調査の中心となる対象業種として選定した22業種について取りまとめた。

12

○サプライチェーンにおける価格転嫁の状況 取引価格引上げの要請の有無②

- 価格転嫁の要請が滞っている可能性があるサプライチェーンの例



注 受注者側調査において、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者が転嫁ができていないと指摘した発注者の主な業種を「【主な発注者】」欄に記載し、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者に対して転嫁ができていないと指摘した受注者の主な業種を「【主な受注者】」欄に記載。

13

○サプライチェーンにおける価格転嫁の状況 取引価格引上げの要請があった場合の取引価格引上げの割合①

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を理由として取引価格引上げの要請があった商品・サービスについて（受注者側：取引価格が引き上げられたものの割合／発注者側：取引価格を引き上げたものの割合）

- 20業種（注1）のうち、受注者からみて7割以上引き上げられている割合が低い業種は、印刷・同関連業、輸送用機械器具製造業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業及びその他の事業サービス業【■色箇所参照】。
- 22業種（注2）のうち、発注者からみて7割以上引き上げている割合が低い業種は、道路貨物運送業及びその他の事業サービス業【■色箇所参照】。
- 20業種（注1）について、受注者として取引価格が「7割以上引き上げられた」と回答した割合が、発注者として取引価格を「7割以上引き上げた」と回答した割合より低く、その差が大きい業種は、印刷・同関連業、輸送用機械器具製造業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業及びその他の事業サービス業であった【■色箇所参照】。これらの業種は、立入調査等で得られた情報も踏まえると、発注者の立場で受注者（供給元）との関係で価格転嫁を受け入れるほどには、受注者の立場では発注者（供給先）との関係で価格転嫁できていない業種であるとみることができ、価格転嫁の連鎖が円滑に進んでいない可能性がある。

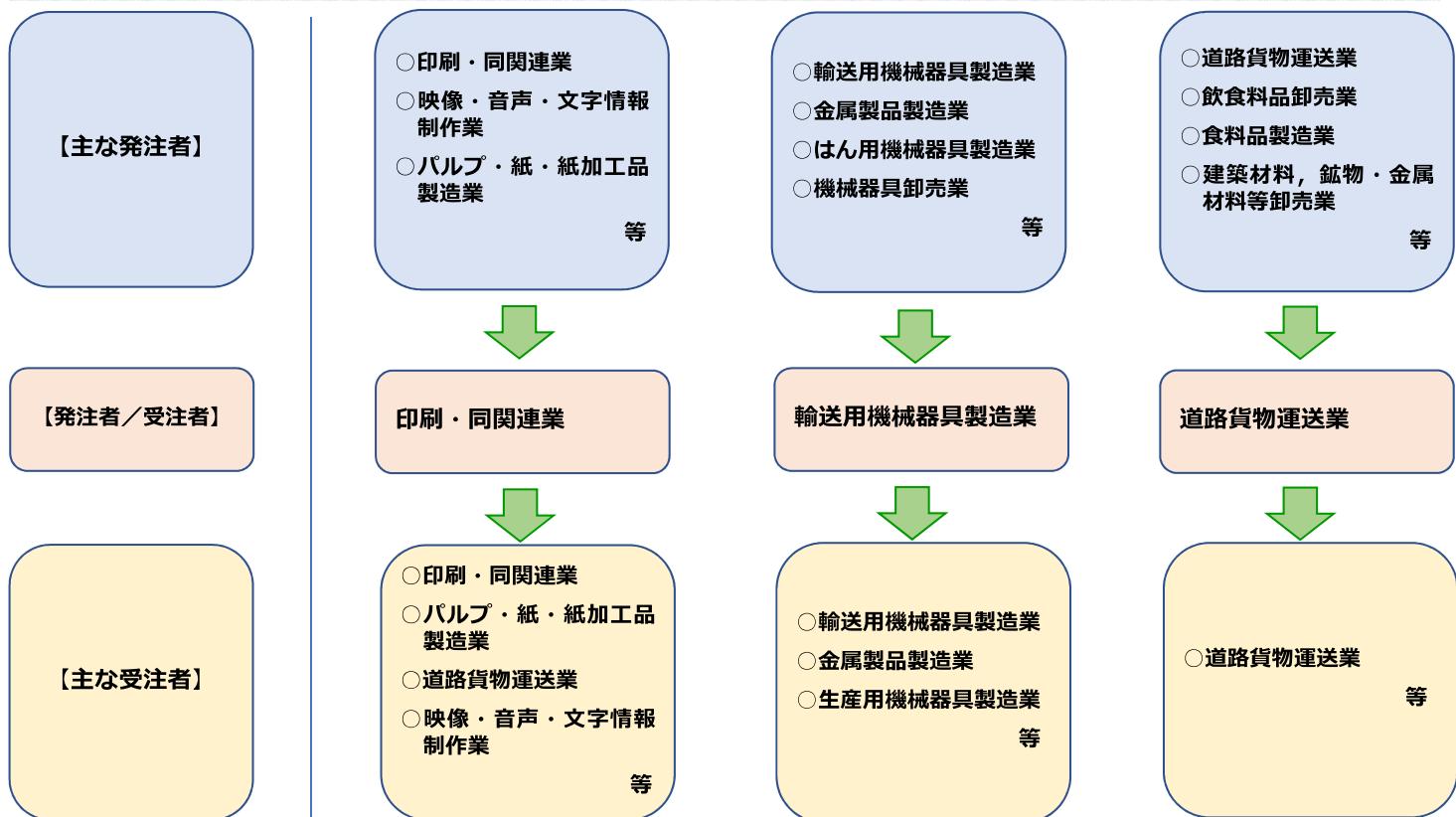
調査対象業種	受注者側調査（n=17,074）					発注者側調査（n=15,593）					「7割以上引き上げられた（引き上げた）」の回答の差
	全て	7～9割	4～6割	1～3割	引上げなし	全て	7～9割	4～6割	1～3割	引き上げず	
総合工事業	62.9%	14.7%	9.2%	8.7%	4.5%	74.4%	19.0%	3.8%	2.3%	0.4%	15.8
食料品製造業	66.2%	19.0%	7.6%	5.8%	1.4%	80.3%	15.1%	2.6%	1.3%	0.7%	10.2
家具・装備品製造業	59.3%	19.3%	9.8%	8.2%	3.3%	78.6%	15.9%	4.8%	0.8%	0.0%	15.8
パルプ・紙・紙加工品製造業	48.7%	31.2%	12.9%	5.2%	2.1%	80.4%	14.0%	4.2%	1.3%	0.0%	14.6
印刷・同関連業	49.1%	23.5%	11.7%	12.6%	3.1%	79.5%	14.7%	1.8%	3.0%	0.9%	21.6
窯業・土石製品製造業	64.5%	16.3%	8.7%	7.5%	3.0%	83.4%	12.1%	2.4%	0.7%	1.4%	14.7
非鉄金属製造業	53.1%	26.7%	9.2%	7.5%	3.4%	87.5%	10.0%	1.6%	0.7%	0.2%	17.8
金属製品製造業	56.5%	22.0%	11.0%	8.2%	2.4%	85.1%	12.2%	1.2%	1.0%	0.5%	18.9
はん用機械器具製造業	59.7%	18.2%	9.4%	9.0%	3.6%	83.8%	13.5%	1.3%	1.4%	0.0%	19.4
生産用機械器具製造業	60.7%	17.3%	9.8%	8.7%	3.4%	82.5%	14.8%	2.0%	0.6%	0.1%	19.2
業務用機械器具製造業	67.2%	13.8%	7.4%	8.0%	3.5%	85.6%	12.8%	1.0%	0.4%	0.2%	17.4
電気機械器具製造業	64.1%	17.7%	7.6%	8.4%	2.3%	78.8%	16.8%	3.3%	0.7%	0.3%	13.9
輸送用機械器具製造業	51.3%	18.3%	9.3%	12.8%	8.2%	70.6%	21.2%	4.9%	2.3%	0.9%	22.2
放送業	81.8%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	83.4%	9.7%	2.8%	2.8%	1.4%	11.3
映像・音声・文字情報制作業	62.5%	7.8%	8.6%	13.3%	7.8%	85.1%	7.7%	2.3%	3.0%	1.9%	22.5
道路貨物運送業	36.2%	13.8%	13.0%	23.5%	13.5%	48.5%	23.5%	11.9%	12.1%	4.0%	22.0
各種商品卸売業	68.0%	18.6%	5.8%	6.4%	1.2%	81.7%	12.5%	3.1%	2.2%	0.4%	7.6
飲食料品卸売業	68.4%	17.8%	6.3%	6.1%	1.4%	81.4%	13.3%	2.0%	2.3%	1.0%	8.4
広告業	69.8%	12.4%	5.8%	7.9%	4.1%	80.6%	12.7%	3.9%	2.1%	0.7%	11.1
その他の事業サービス業	46.0%	16.2%	11.6%	18.3%	7.9%	67.6%	21.6%	6.6%	3.9%	0.4%	26.9
各種商品小売業	-	-	-	-	-	85.9%	12.5%	1.2%	0.4%	0.0%	-
飲食料品小売業	-	-	-	-	-	85.0%	10.6%	2.7%	0.6%	1.2%	-
上記業種合計	57.2%	18.4%	9.6%	10.4%	4.4%	79.9%	14.6%	2.9%	1.8%	0.7%	18.9

注1 22業種のうち、受注者／発注者の両方の立場になり得る20業種。

注2 緊急調査の中心となる対象業種として選定した22業種について取りまとめた。

○サプライチェーンにおける価格転嫁の状況 取引価格引上げの要請があった場合の取引価格引上げの割合②

- 価格転嫁の連鎖が円滑に進んでいない可能性があるサプライチェーンの例



注 受注者側調査において、「【発注者/受注者】」欄記載の業種の事業者が転嫁ができていないと指摘した発注者の主な業種を「【主な発注者】」欄に記載し、「【発注者/受注者】」欄記載の業種の事業者に対して転嫁ができていないと指摘した受注者の主な業種を「【主な受注者】」欄に記載。

○サプライチェーンにおける価格転嫁の状況 取引価格を引き上げない理由の回答の有無①

取引価格引上げを要請した場合、取引価格を引き上げない理由の回答について（受注者側：文書や電子メールにより回答があったか／発注者側：文書や電子メールにより回答したか）

- 20業種（注1）のうち、受注者からみて、文書や電子メールでの回答が7割以上あった割合が低い業種は、総合工事業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、窯業・土石製品製造業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業及び広告業【■色箇所参照】。
- 22業種（注2）のうち、発注者からみて、文書や電子メールでの回答を7割以上した割合が低い業種は、総合工事業、パルプ・紙・紙加工品製造業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、その他の事業サービス業及び飲食料品小売業【■色箇所参照】。
- 20業種（注1）について、受注者として取引価格を据え置く理由について文書や電子メールで「7割以上回答があった」と回答した割合が、発注者として取引価格を据え置く理由について文書や電子メールで「7割以上回答した」と回答した割合より低く、その差が大きい業種は、家具・装備品製造業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業及び各種商品卸売業であった【■色箇所参照】。これらの業種は、立入調査等で得られた情報も踏まえると、発注者の立場で受注者（供給元）との関係で文書や電子メールで回答しているほどには、受注者の立場では発注者（供給先）との関係で文書や電子メールでの回答をもらえていない業種であるとみることができ、書面等記録の残る形でのやりとりが確保されていない可能性がある。

調査対象業種	受注者側調査 (n=6,790)				発注者側調査 (n=2,932)				「7割以上あった（した）」の回答の差	
	全て回答	7～9割	4～6割	1～3割	回答なし	全て回答	7～9割	4～6割	1～3割	
総合工事業	16.9%	13.9%	4.8%	10.0%	54.5%	19.7%	8.7%	5.8%	19.7%	-2.4
食料品製造業	22.0%	14.8%	5.6%	14.0%	43.6%	28.8%	24.6%	4.2%	14.7%	16.6
家具・装備品製造業	21.4%	18.8%	7.1%	11.6%	41.1%	52.2%	21.7%	8.7%	4.3%	13.0%
パルプ・紙・紙加工品製造業	16.8%	13.3%	7.2%	21.1%	41.6%	21.7%	18.8%	10.1%	13.0%	10.5
印刷・同関連業	14.5%	16.0%	5.0%	17.7%	46.9%	32.5%	16.3%	11.3%	3.8%	18.3
窯業・土石製品製造業	18.3%	13.1%	1.9%	11.9%	54.9%	20.7%	23.0%	4.6%	3.4%	12.3
非鉄金属製造業	18.3%	25.4%	5.6%	23.8%	27.0%	38.5%	30.8%	7.7%	7.7%	25.6
金属製品製造業	24.1%	16.7%	7.1%	12.7%	39.5%	31.1%	17.7%	7.2%	14.4%	8.0
はん用機械器具製造業	16.6%	15.8%	7.3%	17.4%	42.9%	35.3%	30.8%	4.5%	6.0%	33.7
生産用機械器具製造業	21.1%	17.6%	10.0%	13.4%	37.9%	33.0%	23.5%	6.1%	12.6%	17.8
業務用機械器具製造業	28.7%	14.9%	7.4%	11.7%	37.2%	42.9%	32.9%	14.3%	0.0%	32.1
電気機械器具製造業	22.1%	23.1%	7.8%	16.0%	31.0%	45.0%	22.3%	11.8%	6.4%	22.1
輸送用機械器具製造業	22.2%	16.1%	4.4%	12.1%	45.2%	36.0%	28.3%	10.8%	9.8%	26.0
放送業（注3）	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	33.3%	9.5%	14.3%	14.3%	42.9
映像・音声・文字情報制作業	20.5%	6.8%	11.4%	20.5%	40.9%	30.7%	9.3%	6.7%	5.3%	48.0%
道路貨物運送業	16.4%	9.8%	5.7%	16.3%	51.9%	24.8%	16.0%	9.2%	16.0%	34.0%
各種商品卸売業	19.4%	22.4%	11.2%	12.2%	34.7%	45.0%	40.0%	5.0%	5.0%	43.2
飲食料品卸売業	18.5%	16.5%	5.8%	14.9%	44.3%	17.9%	26.1%	5.8%	11.1%	9.0
広告業	9.1%	19.7%	13.6%	15.2%	42.4%	30.2%	20.8%	7.5%	20.8%	22.2
その他の事業サービス業	20.9%	13.0%	5.9%	14.2%	46.1%	22.4%	17.1%	21.1%	15.8%	5.6
各種商品小売業	-	-	-	-	-	40.9%	18.2%	0.0%	6.1%	34.8%
飲食料品小売業	-	-	-	-	-	21.6%	10.5%	9.8%	14.4%	43.8%
上記業種合計	19.4%	15.1%	6.5%	14.9%	44.1%	30.3%	21.2%	8.0%	11.5%	29.0%
										17.0

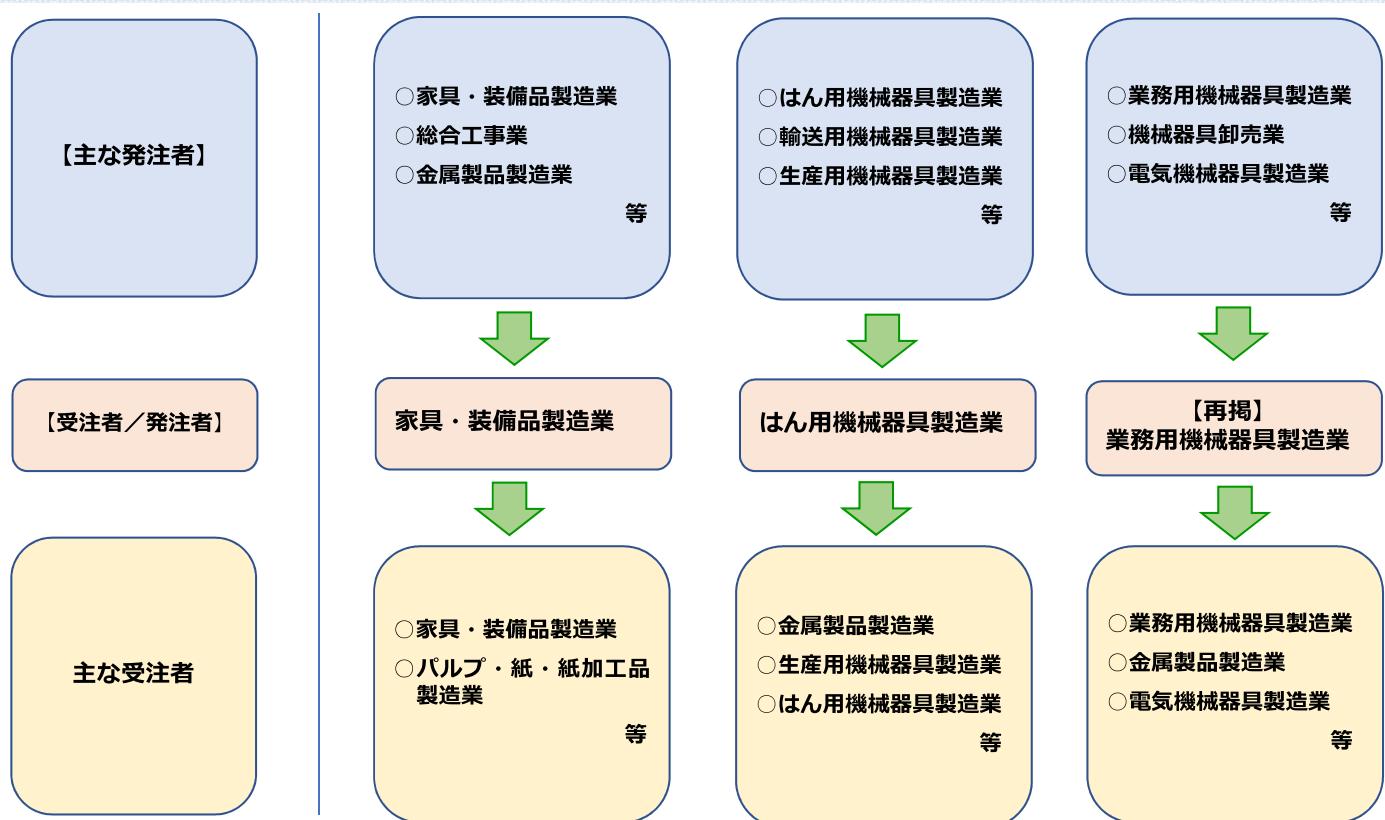
注1 22業種のうち、受注者／発注者の両方の立場になり得る20業種。

注2 緊急調査の中心となる対象業種として選定した22業種について取りまとめた。

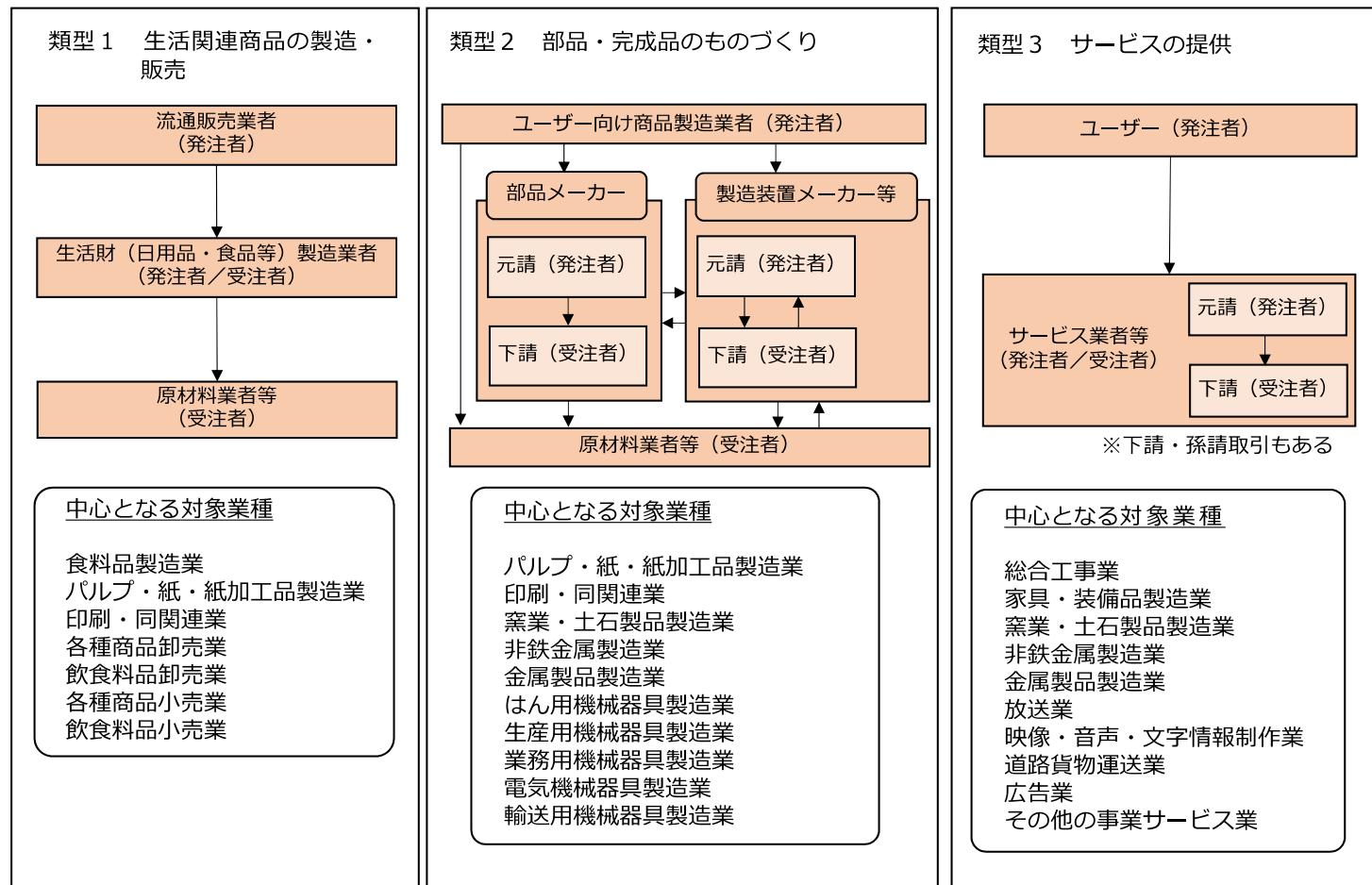
注3 受注者側調査における放送業については、n値が僅少のため評価対象外とした。

○サプライチェーンにおける価格転嫁の状況 取引価格を引き上げない理由の回答の有無②

- 書面等記録の残る形でのやりとりが確保されていない可能性があるサプライチェーンの例



注 受注者側調査において、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者が転嫁ができていないと指摘した発注者の主な業種を「【主な発注者】」欄に記載し、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者に対して転嫁ができていないと指摘した受注者の主な業種を「【主な受注者】」欄に記載。



○ 注意喚起文書の送付及び独占禁止法Q & Aの「1」に該当する行為がみられた事業者に関する事業者名の公表

- 受注者側書面調査、発注者側書面調査及び個別調査を行った結果、全般的には独占禁止法Q & Aの「1」又は「2」に該当する行為が行われている事例が多数みられたところである。一方で、個別調査で確認した範囲では、「1」に該当する行為は一定程度確認できたものの、「2」に該当する行為は「1」に該当する行為に比べると少なかった。
- こうした全般的な結果を受けて、これらの独占禁止法Q & Aの「1」又は「2」に該当する行為が認められた発注者4,030社に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付した。
- また、個別調査の結果、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者であって、かつ、多数の取引先について独占禁止法Q & Aの「1」に該当する行為が確認された事業者については、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、取引当事者に価格転嫁のための積極的な協議を促すとともに、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表することとした（注）。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka_2.html

- 今回の事業者名の公表は、転嫁円滑化を強力に推進する観点からの情報提供を図るため実施したものであり、独占禁止法又は下請法に違反すること又はそのおそれを見定したものではない。

(注) こうした行為を多数の取引の相手方に対して行っている事案又は過去に繰り返し行っている事案については、独占禁止法に基づき事業者名を公表する方針を対外的に示しているところである。
なお、この対応に当たっては、公正取引委員会は、対象となる事業者に対し、意見を述べる機会を付与した。

- 独占禁止法Q & Aの「1」又は「2」に該当する行為が認められた発注者4,030社に対し、注意喚起文書を送付したところ、業種ごとの送付件数は下表のとおり。
- 一定数以上の発注者から回答が得られている業種のうち、回答者数に占める注意喚起文書の送付件数の割合が高い業種は、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、放送業、不動産取引業及び輸送用機械器具製造業（下表黄色箇所参照）。

対象者の業種	注意喚起件数	対象者の業種	注意喚起件数	対象者の業種	注意喚起件数
道路貨物運送業	278	不動産取引業	120	廃棄物処理業	71
不動産賃貸業・管理業	225	金属製品製造業	114	電気機械器具製造業	68
機械器具卸売業	210	広告業	112	飲食店	57
機械器具小売業	193	飲食料品小売業	112	はん用機械器具製造業	53
協同組合	192	生産用機械器具製造業	107	窯業・土石製品製造業	46
総合工事業	149	食料品製造業	105	運輸に附帯するサービス業	45
映像・音声・文字情報制作業	148	設備工事業	103	印刷・同関連業	44
輸送用機械器具製造業	133	その他の事業サービス業	100	電気業	38
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	131	化学工業	96	医療業	37
飲食料品卸売業	129	物品賃貸業	95	電子部品・デバイス・電子回路製造業	37
放送業	121	宿泊業	88	農業	37
注 太字は調査対象業種22業種に含まれる業種。		その他の業種		436	

20

○注意喚起文書の送付と取引価格引上げの状況の関係

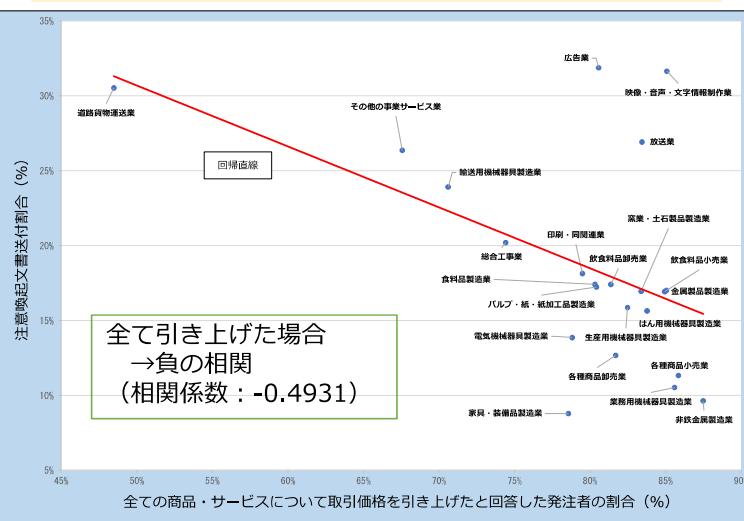
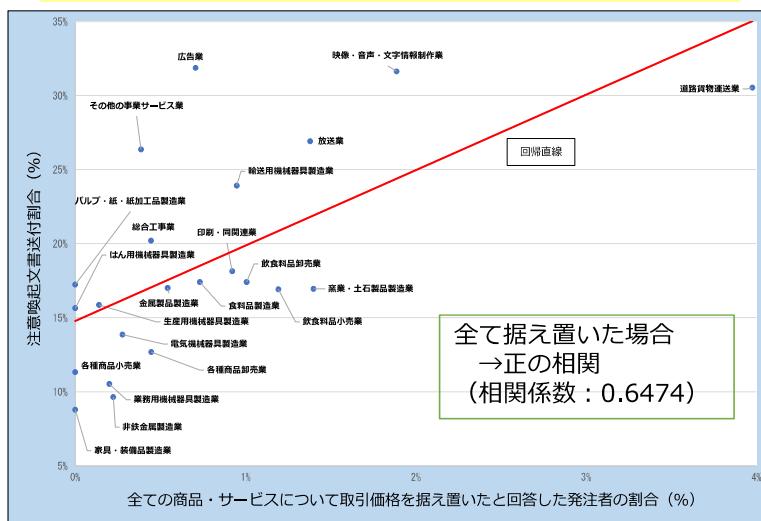
- 調査対象業種22業種の業種別の注意喚起文書の送付割合と取引価格引上げの状況（注）の関係は下図のとおり。

（注）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を理由として取引価格引上げの要請があった商品・サービスについての対応状況（①全て据え置いた場合又は②全て引き上げた場合）をいう。

- 発注者側書面調査において、全ての商品・サービスについて取引価格を据え置いたと回答した割合が高ければ高いほど、注意喚起文書の送付割合が高くなる傾向（正の相関）がみられ、全ての商品・サービスについて取引価格を引き上げたと回答した割合が高ければ高いほど、注意喚起文書の送付割合が低くなる傾向（負の相関）がみられた。

①全ての商品・サービスについて取引価格を据え置いた場合

②全ての商品・サービスについて取引価格を引き上げた場合



21

(1) 優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行

積極的に端緒情報の収集を行うとともに、違反被疑事件の審査を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、対象となる事業者に対し、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告など、これまで以上に厳正な執行を行っていく。

(2) 独占禁止法Q & A 及び下請法運用基準に関する普及・啓発

独占禁止法Q & A（特に「1」に該当する行為）について、今般のコストの急激な上昇を踏まえ、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要であるという観点から、下請法運用基準とともに、改めて周知を行っていく。

(3) 転嫁円滑化に向けた調査等の継続実施

今回の緊急調査の結果及び法遵守状況の自主点検結果（注）等から判明した実態や課題を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の取引価格への適正な転嫁に向けて更なる調査を実施するなど、引き続き、関係省庁と連携して、中小企業等が負上げの原資を確保できるよう、コスト上昇分を適正に転嫁できる環境の整備に取り組む。

（注）「転嫁円滑化施策パッケージに基づく法遵守状況の自主点検の結果について」（令和4年12月14日公表）